取扱説明書

施主様用

●この度は弊社ポストをお買上げいただきましてありがとうございます。
●ご使用にあたり、取扱説明書をお読みの上末永く安全にお使い下さい。
●お読みになった後は、紛失されませんよう大切に保管して下さい。

安全上のご注意

■人への危害、損害を防止する為、必ず守ってください。
■誤った取扱い方をした時に生じる危害、損害の程度を区分し説明してあります。

⚠ 警 告	「死亡」又は「重症」を負う可能性がある内容です。
⚠ 注 意	「障害を負う可能性または、物的損害が発生する可能性が想定される」内容です。

⚠ ご注意

●強い衝撃をあたえないでください
施錠された状態での無理な扉の開閉や強い衝撃は、故障や破損する恐れがありますのでご注意ください。

●扉にぶらさがらないでください
扉にぶらさがったりすると扉が変形したり、破損する事があり、思わぬ怪我をする事があります。
特にお子様にご注意ください。

●扉を開け放しにしないでください
扉を開けたままにすると歩行者が扉にあたり危険です。又投函物の紛失、雨水の浸入による損害が生じるおそれがあります。

●郵便物を取り出し後は必ず施錠してください
郵便物の盗難やいたずら防止の為、必ず施錠してください。
特に強風や台風時には施錠を確認してください。

使用上のご注意

●貴重品・重要書類・危険物・生物等の保管はしないでください
一般郵便物の受け箱として設計されていますので貴重品類の受取りや保管には適しておりません。
又部屋の鍵も入れないでください。意図的な盗難やイタズラには対応出来ません。

●扉を閉めるときは静かに閉めてください
扉を強く乱暴に閉めると音が隣家に響き迷惑になります。十分にご配慮しご使用してください。

●郵便物は速やかに取り出してください
郵便物がたまり過ぎると鍵が開かなくなったり、投函口、取出し扉等の破損や作動異常の原因となります。
又強風雨時には郵便物が濡れる恐れがあります。お早めに取出してください。
多量の郵便物をとりだそうとすると思わぬケガや故障の原因になります。

●郵便箱の上に荷物を乗せないでください
箱本体の上に重量物を載せると箱が変形して扉の開閉作動が出来ない事があります。

●定期的にお手入れをしてください
商品のお手入れには中性洗剤を使用し水洗いしてください。塩酸、シンナー、ベンジン、磨き粉等は絶対に使用しないでください。（変色、キズ、塗装剥れ、腐食の原因になります。）
細部までお手入れされる場合は手を切る恐れがあります。必ず手袋等で手を保護しスポンジ、布等軟らかい生地にて汚れを拭いてください。
注）工場地帯ですすや鉄粉が付着しやすい場所、海岸が近く潮風にさらされる場所では錆を誘発し「腐食やもらい錆」を起こす場合があります。

鍵の使用方法について

【簡易プッシュロック】

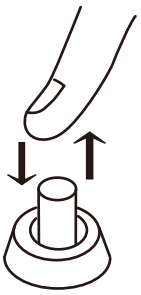

開く

閉じる

【施錠/開錠方法】

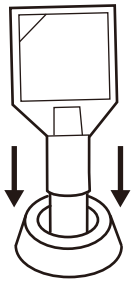

施錠

・施錠：プッシュロックした後、
芯棒に鍵を差込み９０°
回転させ鍵を抜きます。

開錠

・開錠：芯棒に鍵を差込み９０°
回転します。
開錠しプッシュロックが
開きます。

【鍵のメンテナンス】
鍵の抜き差しが少し渋いかなと思ったら潤滑剤を注してください。
潤滑剤は必ず「錠シリンダー専用潤滑剤」を使ってください。
一般的な油系の潤滑剤は決して使わないでください。注した直後は良くなったように感じますが、
時間がたつと油の粘度が増し、また埃などを吸い寄せますので大きなトラブルの原因となることがあります。

【鍵を紛失した場合】
本体内側の左側面に貼り付けられたシールの鍵番号をご確認いただいた後、
お近くの営業所にお問合せください。

アフターサービスについて

修理サービスはお買い求めの販売店または工事店にご依頼ください。アフターサービスについて不明な場合はお買い求めの販売店または下記支店・営業所までお問い合わせください。

【ご連絡していただきたい内容】

①住所　②氏名、電話番号　③製品名、製品番号　④故障内容、状況

【交換部品について】

本製品の生産中止後の交換部品の供給期間は「１年間」です。

本製品の保証及び免責事項について

１．保証期間　お買い上日げより、１年間とします。
２．保証内容　保証期間中に正常な使用状態において、万一製造上に起因する故障が生じた場合には、
当社にて無償で修理いたします。

本製品は通常郵便物の受箱を目的とし、現金、有価証券、重要書類、宝石、貴金属等の保管には適しません。
いかなる配達物、内容物であっても、本製品の故障の有無にかかわらず盗難あるいは紛失、損傷、汚染した場合、当社はその責任を負わないものとします。

次のような場合は保証期間中でも有償修理となります。
（１）住宅用途以外で使用した場合の故障・損傷。
（２）ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する故障・損傷。
（３）ユーザーが施工説明書等に基づかない施工、専門業者以外による移動・分解等に起因する故障・損傷。
（４）建築躯体の変形等、住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩擦等により生じる外観の現象。
（５）海岸附近、温泉地等の地域における腐食性の空気環境に起因する故障・損傷。
（６）動物、昆虫等の行為に起因する故障・損傷。